

別記様式第1号（第4条関係）

令和3年10月 | 日

文京区長 殿



団体名 大塚仲町町会
代表者 氏名 宮本 忠昌
住所 文京区大塚 3-8-11
連絡先 03-3942-1505

文京区安全・安心まちづくり推進地区指定申請書

文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり、安全・安心まちづくりを実践している地域を文京区安全・安心まちづくり推進地区として指定するよう申請します。

記

1 申請理由

大塚仲町町会は、大塚3丁目交差点から不忍通りの白鷺坂を下る道の右側と左側にある大塚3丁目の一部と大塚4丁目の半分を合わせたエリアです。町会名は、旧大塚仲町の名前に由来しています。

大塚3丁目地域には、大塚仲町公園、高源院、大黒湯などがあり、また、大塚4丁目には大塚小学校、シルバーピアおおつか、特別養護老人ホームくすのきの郷、かるた会館、本傳寺、小石川消防署大塚出張所などがあります。

近年、マンション建設が増え、地域内に子育て世帯が移り住んでいることから保育園や小中学校に通う子どもの増加が見られます。また、個人住宅では高齢者化が進んでいる状況にあります。

それらのことに加え、最近では「メールけいしちょう」による子どもや女性に対する不審者情報が後を絶たない状況も鑑み、安全・安心まちづくり推進地区の指定申請が急務であると判断致しました。

2 申請内容(指定希望範囲も明記する。地図等も添付する。)

当町会地域は春日通りと不忍通りに沿った人通りの多い地域もありますが、閑静な住宅地となっているエリアもあり、そこに住む住民は、通勤通学時（保育園を含む）、老人ホーム、コンビニエンスストア・スーパーを利用する際に、人通りの少ない路地を通らなければならず、防犯面で不安な箇所も多くなっています。

そのため、今回の推進地区指定により、これまでの町会の防犯活動に加え、日頃の地域内の見守り体制の強化、特に犯罪抑止に効果的な通学エリアなどに防犯カメラを設置することで、今まで以上に安全で安心できるまちづくりを推進していきたいと考えております。

指定希望範囲：別添地図参照

3 安全・安心まちづくり推進地区の指定を希望する地域の名称

大塚仲町町会地区

4 指定を希望する期間

指定後5年間

5 安全・安心まちづくりを推進するための地域活動の状況(詳細に記載)

(1) これまでの地域活動(実績)

- ①大塚仲町町会では、地域安全運動、地域安全のつどい、被害防止の談話、スローガン等の配布、各種キャンペーン、パトロール、スクールガイド等の実施に町会役員を中心に参加協力を行っています。
- ②大塚警察署の協力を得て高齢者の家庭を訪問し特殊詐欺被害防止、空き巣防止対策の心得等のお話を実施しています。
- ③毎年7月に町会が行う子どもスイカ割り大会の時に、防犯キャンペーンを実施している。(防犯パンフレット、ティッシュの配布、子どもたちによる折り紙や紙ヒコーキ作りを体験)
- ④毎年12月29日、30日の二日間、年末警戒パトロール(火の用心を含む)を一日2回にわたって実施し地域の安全を図っている。

(2) 今後の活動内容(予定又は今後の予定)

- ①大塚警察に協力をお願いして町内エリア内の通学路等を総点検し、見守り体制をさらに工夫強化することで児童の安全向上を図っていきます。
- ②大塚警察署及び地域安全協議会の最新情報を、町会理事会などの集まりの場で紹介共有化を図ると共に防犯対策に関するテーマを積極的に議題にあげて実際の活動につなげていきます。
- ③これまでの活動に加え、大塚警察のアドバイスを頂きながら町内会で話し合い、必要な箇所に防犯カメラを設置し犯罪抑止につなげていきます。また、効果的なパトロールや見守り活動を工夫・強化し、犯罪防止対策の向上を図っていきます。
- ④大塚仲町町会ホームページを作成し、防犯に関する最新情報を速やかに町会エリア在住者に提供していきます。

※地域の各種団体と協働している実績がわかる資料を添付すること

